

長野市ホームページ広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長野市広告掲載取扱要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、インターネット上に公開している長野市ホームページ（以下、「市ホームページ」という。）に掲載する広告の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 市ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）は、静止画像とし、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）が指定するホームページにリンクする機能を有するもの（バナー広告）とする。

(広告の範囲)

第3条 広告及び広告からリンクするホームページ（以下「リンク先ページ」という。）は、行政の広告媒体としての公共性、公益性、社会的信頼性および品位を保つものとし、要綱第3の規定を適用する。

(広告の募集方法等)

第4条 広告の募集等は、要綱第7第2項の規定により、市と広告掲載に関する売買契約を締結し、市が指定する市ホームページの広告枠を買い取った広告取扱業者（以下「広告代理店」という。）を介して行うものとする。

(広告の掲載期間等)

第5条 広告の掲載期間は毎月1日から末日までの1カ月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

- 2 掲載期間内に、市の都合で市ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長を行わない。
- 3 広告主の責に帰さない理由により、市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告の掲載位置、枠数)

第6条 広告を掲載する位置は、市ホームページのトップページで、当該ページ内での掲載枠数及び掲載位置は、市が指定するものとする。

(広告の規格等)

第7条 広告の規格は次に掲げるとおりとする。

- (1) 大きさは、縦50ピクセル×横140ピクセルとする。
- (2) 画像形式は、GIFまたはJPEGとする。

- (3) データ容量は、5KB以下とする。
 - (4) 画像の点滅、画面の切り替わりなどの動きのあるものは使用しない。
 - (5) 「JIS X 8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の規定に配慮する。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、広告のデザインに関して必要な事項は、市と広告代理店が協議の上、決定するものとする。
- 2 広告の禁止事項は次に掲げるものとする。
- (1) 閲覧者の意思に反した動きをし、または閲覧者に誤解を与えるおそれがある表示（「閉じる」、「キャンセル」等の表現など）
 - (2) 実際には機能しない表示（入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニューなど）
 - (3) 閲覧者が市に関する情報と錯誤するおそれがある表示（「長野市〇〇情報」等の表示、長野市章の画像の使用など）
 - (4) その他広告の表示として適当でないと市が認めるもの

（広告の申し込み及び決定）

第8条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告代理店に対し申し込み等を行うものとする。また、大幅な追加・変更等を行う場合も同様とする。

- 2 前項の申し込み等を受理した広告代理店は、要綱及び本要領に反していないことを確認後、掲載・変更等しようとする広告の原稿及び申込者の市税納税証明書等を市に提出しなければならない。
- 3 市は、前項の申込書等の提出を受けたときは、要綱に基づき、広告掲載の適否を決定するものとする。

（広告原稿の作成等）

第9条 広告代理店は原則として各月の1日から起算して10日前までに、広告の原稿となる画像データ、リンク先ページのアドレス情報を市が指定する媒体により、市が指定する場所に提出しなければならない。

- 2 広告原稿の作成に要する費用は、広告掲載料に含むものとする。
- 3 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに広告代理店を介して市に連絡するものとする。

（広告料等の還付）

第10条 第5条の規定により広告ができなかった場合で、かつ、掲載期間の延長が困難な場合は、要綱第10の規定により還付するものとする。

（広告の削除）

第11条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに掲載している広告を削除し又は広告の掲載を取りやめることができる。

- (1) 広告内容が第3条の規定に反すると認められるとき。
- (2) 広告主が広告主の責に帰する不祥事等により社会問題を起こしたとき。

(広告に関する責任)

第12条 広告代理店は、広告主と連帯し、広告およびリンク先ページの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告代理店は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主と連帯し、その責任および負担において解決しなければならない。

3 市は、広告およびリンク先ページの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めのないものについては、市と広告代理店が協議の上、決定するものとする。

附 則

この要領は、平成25年3月1日から施行する。